

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

休眠預金、預金者の権利は 活用策、意見調整が難航予想

政府がこの夏、明日の日本を作る資金として「休眠預金の活用をしたい」と具体化を示唆した。うまく活用されると、資金調達が難しい非営利組織法人や福祉事業者への資金供給が可能となり、「明日の日本を作る糧」になる可能性は十分だ。

金融庁によると、なんとといっても国民が眠らせている休眠預金は毎年850億円前後(1300万件)発生するという。しかし払戻額は350億円程度にとどまるのでその差額分である年間500億円くらいが融資に活用できる算段だ。

休眠預金活用の仕組みは、預金者と金融機関を結ぶ管理機関を新設する。英国では基金、韓国では管理財団がその役割を担っている。日本案は、金融機関から休眠預金を管理機関に移行する。請求すれば管理機関(または委託された金融機関)から払い戻されるし、NPOなどへ融資も行う。政府はこの構想を2014年度に始めたいというが、難題が多い。

金融機関にある預金者名や口座番号、残高などの膨大なデータを移す作業が重い。次に預金者の権利をめぐる国民的合意や法整備も重要だ。管理機関が融資先を民営まで拡大すると既存の信用金庫や地方銀行から「圧迫」との横やりもあるだろう。

管理機関が民間運営との保障もないが、融資・指導もできる独立・権威・専門性があれば、資産を預ける国民の納得も得られるだろうが…。

消費税増税に伴う課税適正化措置 中心は事業者免税点制度の見直し

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%と2段階で引き上げる消費増税法は8月10日、参院本会議で可決、成立した。

これに伴い、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を進める。具体的には、(1)資本金1000万円未満の新設法人に係る事業者免税点制度、(2)簡易課税制度におけるみなし仕入率、(3)中間申告制度の見直しを行う。

事業者免税点制度は、新設法人を利用した租税回避行為を防止する観点などから、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接・間接に支配する法人を設立した場合は、その設立した法人の設立当初2年間については、課税事業者とする見直しを行う。この改正は、2014年4月1日以後に設立される法人について適用する。

簡易課税制度のみなし仕入率については、2008年度分の申告事績を基にした実態調査で、金融業や不動産業、サービス業など一部業種において、みなし仕入率の水準が実際の仕入率を大幅に上回っている状況にあることが確認されたため、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うこととされた。また、中間申告制度については、直前の課税期間の確定消費税額が48万円(地方消費税を含むと60万円)以下の事業者は、中間申告の必要はないが、これらの事業者のうち、自主的に中間申告を行う意志がある事業者について、2014年4月以後に開始する課税期間から、任意に中間申告できる制度を導入する。

今週のキーワード

休眠預金

金融庁などは「休眠預金とは一定期間(銀行預金は約10年、郵便預金は約20年)を超えて預けられたままになっている預貯金のこと」という。一般には金融機関に預金として預けたまま、長期間、預金者側から入出金などの取引がなかった状態をいう。しかし、これまで金融機関が預金者に対して時効消滅を理由に払い戻しを拒絶することはなかった。今年2月、政府は休眠預金を、東日本大震災の復興財源案の活用を検討中と明らかにし、にわかに脚光を浴びる。休眠口座ともいう。